

がん患者等生殖機能温存治療費助成事業【令和3年9月事業開始】

- 若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一体的な治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援

【助成対象の原疾患】 悪性腫瘍 / アルキル化剤が投与される非がん疾患 / 造血幹細胞移植が行われる非がん疾患

【主な要件】

- ・患者の年齢が43歳未満であること
- ・原疾患治療医、生殖機能温存治療医、双方からの同意があること
- ・日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会から指定を受け、かつ、都が指定した施設で生殖機能温存治療を受けた者

【助成回数及び内容】

生殖機能温存治療：2回（ただし、卵巣組織移植は1回）  
 凍結更新：患者年齢が43歳未満かつ妊娠のための治療を6回（1子ごと）受けるまで  
 ≪40歳以上の場合は3回まで≫  
 妊娠のための治療：1子ごと6回≪40歳以上の場合は3回まで≫（ただし、卵巣組織移植は1回）

①生殖機能温存治療

保存方法	助成上限額
受精卵凍結	40万円
卵子凍結	30万円
卵巣凍結	70万円
卵巣組織再移植	60万円
精子凍結	5万円 (手術：35万円)

②凍結更新

助成上限額
3万円/回

③妊娠のための治療

保存方法	助成上限額
受精卵凍結	10万円/回
卵子凍結	25万円/回
卵巣凍結	受精卵移植：40万円/回 (人工授精：1.8万円/回)
精子凍結	受精卵移植：40万円/回 (人工授精：1.8万円/回)

※ ②凍結更新は都独自

- 意思決定支援への対応

患者に対する情報提供を行うとともに、東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会において、原疾患治療施設と生殖機能温存治療施設間の医療連携を促進する取組や、各医療施設における相談支援体制を強化する取組を実施